

松本都市計画 松原・寿台地区 地区計画

平成 7 年 12 月 26 日決定 松本市告示第 387 号

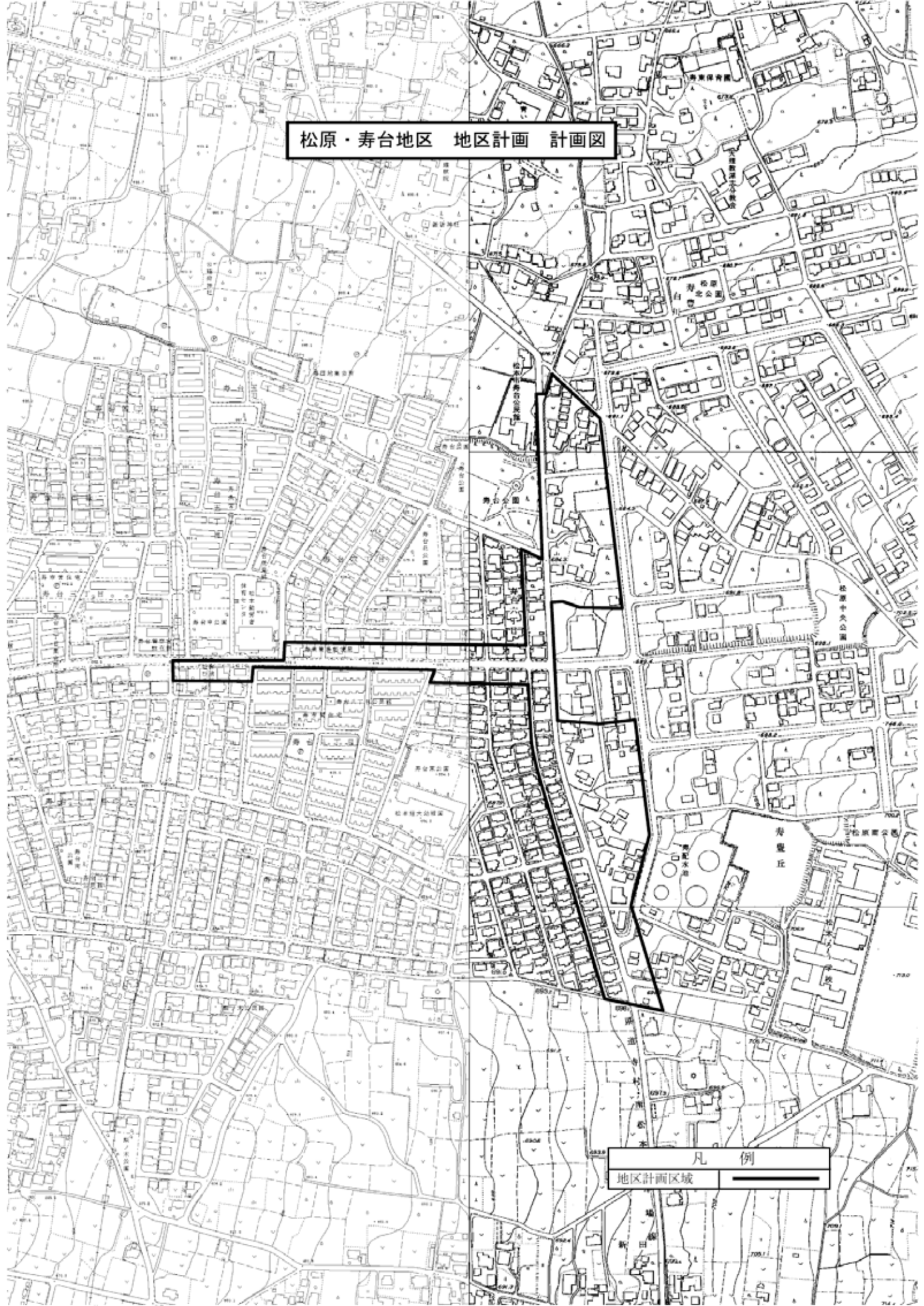
平成 14 年 7 月 16 日変更 松本市告示第 314 号

区域の整備・開発及び保全の方針	名 称	松原・寿台地区 地区計画
	位 置	松本市大字松原、大字寿豊丘、大字内田、並びに寿台 2 丁目、6 丁目、7 丁目及び 9 丁目の各一部の区域
	面 積	約 6 . 7 h a
	地区計画の目標	<p>本地区は、松本市南東部に位置し、県道寺村南松本停車場線及び市道 4 0 3 8 号線沿線に広がる閑静な住宅地の中にあり、地区東側は土地区画整理事業、西側は県住宅供給公社の開発により道路、公園等の地区施設の整備が終了しているが、幹線的沿道という利便性から店舗の混在がめだってきている。</p> <p>本計画では、周辺の住宅地の快適な居住環境を保全するため、地区内の建築物等に一定の制限を加えることで、利便の増進とともに、ゆとりある市街地の形成を図るよう誘導する。</p>
	土地利用の方針	本地区全体を、既存の住宅地の環境を阻害することなく、沿道の利便性を兼ねた建築物を誘導し、秩序ある市街地の形成を図る。
	地区施設の整備方針	地区内には、地域の幹線的道路である県道寺村南松本停車場線（W = 7 m）及び市道 4 0 3 8 号線（W = 1 2 m）がある。
建築物等の整備方針	地区内及び地区周辺部の良好な住環境を保全するため、建築物の用途の制限、建築物の延べ床面積の敷地割合に対する割合の最高限度、建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度、建築物等の高さの最高限度を定める。	

地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	飲食店は、建築してはならない。(食堂及び喫茶店を除く)
		建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度	8 / 10
		建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度	5 / 10
		建築物等の高さの最高限度	<p>建築物の各部分の高さは、次に掲げるもの以下としなければならない。</p> <p>1 10m</p> <p>2 当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に1.25を乗じて得たものに5mを加えたもの</p> <p>3 軒の高さが7mを超える建築物又は地階を除く階数が3以上の建築物については、前項に加え当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に0.5を乗じて得たものに6.5mを加えたもの</p>

「区域は計画図表示のとおり」

松原・寿台地区 地区計画 計画図



凡 例
地区計画区域